

平成 2 1 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会
議事日程 (第 3 号)

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

日程第 1 一般質問

平成 2 1 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 1 年 3 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 1 年 3 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 1 年 3 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 2 分

第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 1 年 3 月 1 0 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 1 年 3 月 1 0 日	午前 1 1 時 5 9 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	3 番 武 井 武
	4 番 笹 沢 武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 1 0 日 (火)

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 (内堀千恵子君) あらためまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 日程第 1 一般質問 - - -

○議長 (内堀千恵子君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
1 6 9	6	朝 倉 謙 一	御代田町中学校建替え建設について
			ごみ処理問題について
1 8 8	7	市 村 千恵子	暮らしを支える対策は

通告 6 番、朝倉謙一議員の質問を許可いたします。

朝倉謙一議員。

(9 番 朝倉謙一君 登壇)

○ 9 番 (朝倉謙一君) あらためまして、おはようございます。

通告 6 番、朝倉でございます。

私、御代田中学校の建て替え事業とごみ処理問題のこの 2 点についてをお聞きしたいと思います。

まず、中学校の建て替え事業についてお聞きをしたいと思います。

アメリカ発のサブプライムローン問題に端を発した経済状況は、10月のリーマンブラザーズの倒産など、瞬く間に世界に広がり、日本においても戦後最大、100年に一度といわれる経済状況の波が打ち寄せ、非正規雇用労働者を中心に大量の雇用の解雇が行われ、大きな社会問題になっており、昨年の暮れには派遣村などがで

き、路頭に迷う人たちの姿が連日新聞やテレビなどで放送され、日本の経済は今後どうなってしまうのか、大変考えさせられる状態になっております。今年に入り、円高も進み、工場の操業停止や工場の閉鎖など、輸出大国日本の足もとを揺るがせております。御代田町においても外人派遣労働者を中心に職を失うなど、大変な状況になっており、町の税収にも大きく影響をもたらしています。

そうした中、町には計画どおり中学校の建て替え事業を21、22、23年度で実施するということが昨日、古越日里議員の質問の中でもそういう答弁があり、それで総額関係は26億円の予定が32億円になり、20%、計画よりは多くなったという答弁があり、また、一期、二期、三期に分けて工事を行うというお話もあり、内容等は古越日里議員がお聞きしましたので、内容等はお聞きしませんが、この大不況の中、100年に一度あるかないかのこの大不況の中、中学校の建て替えをやらなくてはいけないのか、もう少し経済状況を見て先に延ばしてもよいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

ただいまの質問は、中学校の建て替えを見直す考えはあるのかということであり、ますけれども、この御代田中学校につきましては、昭和33年から34年にかけて、統合中学校ということで建設をして、地域の将来を担う多くの生徒を育み、まもなく創立50周年を迎えようとしております。この間、町では校舎の増築や大規模改修を行う中で、施設環境の整備や維持管理に努めてきましたけれども、建設後の年数経過によりまして、年々施設の老朽化が進んでいる状況にありました。このため、平成12年度に策定した第三次長期振興計画後期基本計画におきまして、平成21年度から建て替え工事に着手することを決め、同年度から建て替えのための基金の積立を始めたところであります。この建て替え基金も平成20年度末には建て替え事業の財源として10億6,000万円に達する見込みとなっております。町では、この長期振興計画に基づく建て替え計画によりまして、平成18年4月から、当時の助役、教育長、関係課職員、学校長、教頭による御代田中学校建設委員会を組織し、建て替えにあたっての調査研究を進め、議員の皆さまのご理解も得ながら、平成21年度から現在の場所において全面改築するということを決め、建て替えに伴

うさまざまな準備を進めてきたということでもあります。

教育次長が昨日の古越日里議員の質問でもお答えしましたとおり、建設工事費は、当初計画から増額となっていますが、文部科学省所管の補助事業だけではなく、国土交通省が所管するまちづくり交付金事業制度も活用することにより、その財源についても確保できる見通しが立っております。そして、今日に至っては、昨年5月から作成業務を進めてきました実施計画も固まっております、あとは本定例議会におきまして来年度の予算案をお認めいただき、21年度早々には工事発注を行うという段階になっております。

また、先ほど申し上げましたとおり、御代田中学校は統合中学校として建設以来、50年が経過しております。開校当時に建築した建物は、耐力度調査を行った結果、1万点を満点で表される耐力度点数が、建物の構造上危険な状態にあるとされる4,500点以下の3,720~3,800点しか得られておりません。このことは、震度6強の地震が発生した場合には、危険な状態にあるということでもあります。ですから、100年に一度といわれるこの不況下にはありますけれども、中学校建設に必要な財源の確保ができる見通しが立っているということ、また、少しでも早く生徒たちの安全な教育環境を整える必要があるということを考えれば、建て替え計画を見直し、先送りすることはできないというふうに思います。

さらに申し上げれば、大規模な事業を実施することによりまして、直接的あるいは間接的であっても、地域経済に与える波及効果は少なからずあるというふうに考えております。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 長期振興計画に基づいてやるという答弁がありましたけれども、この中学校の建て替え、会社でいえば設備投資と同じだと思うんですね。この不況の中、借金までして、設備投資をする会社があるかと思うんですね。1つの例といたしまして、間近でいいますと、上田にあります日信工業が東御市に新工場を建てるという計画が持ち上がりまして、東御市で要は土地を提供して造成をして、工場を建てるのを迎えるというのが、どうなるかわからないという状況になったと。これは新聞等でわかっていたと思うんですが、どこの会社もやはり設備投資を抑えると。この大不況の中、今後経済状況がどうなるのかわからない。そういった面で、とてもじゃないけれども設備投資している余裕がない。それが一般的な会社だと思

うんですよね。ですから、私は、もちろんやはり会社に例えれば、この中学校の建て替え事業、本当に100年に一度の、どうなるかわからない経済状況の中で、それは5年も6年も先に延ばせと言っているわけではないんですね。例えば今年1年、21年度あたりでいいですから、今年1年見て、どうなるのか、そこら辺を見極めてからやってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、やはりどうしても、いま先ほどの話ですと、長期振興計画どおりやらなくちゃいけない、それから建てて50年も経つ、耐震のことを考えると、やはり建て替えなくちゃいけないという説明がありましたけれども、どうしてもやらなくちゃいけない理由、もっとほかにあるんでしょうか。お聞きします。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 民間ではそうした施設整備については、実施を見送っているという状況があるというお話を伺いました。

この間の経済情勢としましては、この大不況に至る前に建設資材の高騰という問題がありました。こうしたことについても、当然、建設にあたっての若干のそうしたリスクというものがある中で、どのように考えていくのかということについての検討は行いました。その中で、先ほど申し上げましたとおり、まず、この計画が学校という教育環境の整備という、そういうことを目標にしていることであり、また、もう既に50年経って非常に危険な状態、老朽化が進んでいると、こういうことを念頭に考え、また、一番の問題は、やはりきちんと財政を確保できるという見通しがついたことと、将来的な財政の見通しとしてもきちんと十分対応できるということで、この点については、当然、慎重に協議をした中で、計画どおりに進めようということでの、協議の結果はそういうことになりまして、21年から計画どおり進めるということで、準備を進めているということでもあります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 財政の見通しがついたというようなお話もありました。

いずれにしましても、21年度の予算書にはもう上がっています。計画どおりやるというご答弁ですので、そこら辺は本当でしたらもう少し私といたしましては1年か2年ぐらい延ばして、それで建て替えをしたらどうだという考え方ですけれども、そういう方法で行くということですので、まあそれはいいです。

では計画どおりに進めるとなると、日程的にはどうなるのかなと。先ほど、町長

の答弁でも実施計画もほぼ終わっているという話ですので、日程的にはどういうふうになるのか、また、その入札関係はいつぐらいになるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それでは日程的なことということで、いま現在予定している状況でありますけれども、この議会終了後、13日の全員協議会でももう少し詳しいことをご説明できると思いますけれども、もう3月のうちから予算の方、お認めいただければ、そこからすぐに行動を開始して、先ほど町長がお答え申し上げたとおり、4月できるだけ早い時期、年度の早い時期に発注と事務手続きを進めるように考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） この中学校の建て替え事業、32億円ぐらいかかると。大体こういうものはだんだん少しずつ予算的にオーバーしていくかなというふうに思うんですが、いずれにしても大型事業です。そういった中に、私はせっかくだらんだら、できる限り、保護主義じゃありませんけれども、できる限り地元業者に発注してはどうかというふうに思うんですね。建物は、例えば建物だけでも10何億円かかると思うんですが、では御代田町の業者でこの建物はできないのか、私は外からゼネコンを連れてきてやるよりは、できれば地元業者の人たちにやっていただきたい、そのように思いますけれども、町に登録されている業者は何社ぐらいあるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

町に登録されているというのは、町内の業者ということでよろしいでしょうか。実質的にはいま3社でございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） この3社でJVを組んでやるということではできないのでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをしたいと思います。

まず、御代田町の建設事務のちょっと進め方について、ご説明をしておきたいと思います。

まず、御代田町の建設事務等ですけれども、これは土木等いろいろ含めまして、御代田町の建設工事事務処理規定というものがございます。この規定の趣旨というところに、『建設工事及びこれに関係する事業の事務処理の適正かつ合理的な運営を図るため、法令及び別に定めるもののあるほか、必要な事項を定める』ということになっております。

それから、これは実質的に運用していくときに、これ業者の関係、入札の関係なんですけれども、御代田町建設工事等入札制度合理化対策要綱という要綱がございます。この要綱の第1条の趣旨のところ、『建設工事の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるので、地方自治法施行令167条の11第2項の規定に基づき、入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする』ということになっております。そして、この合理的な資格基準ということですが、この合理的な資格基準と申しますのは、御代田町の場合、合理的な資格基準、これは長野県の発注基準の点数がございまして、これを使って合理的な発注基準ということで行っております。

それで、これによりまして、業者の選定をするわけですが、この業者の選定をする際に、『業者を指名しようとするときは、等級別発注標準及び資格者名簿等により、当該工事金に対応する等級に属する有資格者の中から選定するものとする』ということで、いまの県のいわゆる点数があるわけですが、これを発注基準として行うということになります。

現在、御代田町の業者につきましては、Aランクが1社、それからBランクが1社、それからDランクが1社ということになっております。そういうことの中で、点数、一定の点数以上、それから一定の発注基準ということで、今回の工事につきましては、御代田町のいわゆる建設工事ですけれども、これにつきましては、まずAの業者に該当してくるだろうということになりますので、このいわゆる基準、基準に基づきまして発注をするということになります。そして、この発注をする際に、御代田町建設工事等請負人選定委員会がありますけれども、この選定委員会の中で業者を選定していくということで、いま申しましたような事務の手続き、それから

いま申しましたような資格の中で業者を選定していくということに決まっておりますので、これを適正に執行をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 御代田に3社あって、そのうちの1社がAランク、1社がBランク、それで1社がDランクという形だというお話ですが、いまちょっと説明ですと、実際にできるのかどうかはこれから検討してみるという、その基準に合わせて見るということなんですね。これから検討するということによろしいんですね。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） 基準、それからランクにつきましては、もう既にこれは決定しております。ですから、この既に決定しております基準、それからランクに基づきまして、業者を選定をしていくということになります。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） そういうことは、御代田のAランクの会社でできるということなんですか。できないんですか。できるんですか、できないんですか。そこだけちょっと聞きたいんですよ。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

Aランクの業者は基準の中ではできるということになると思います。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） できる限り、本当に御代田の業者ができるということになれば、本当に先ほども言いましたけれども、保護主義という形、よくいわれますけれども、いまこういう時代ですので、やはり保護主義でやるべきだというふうに思っておりますので、できる限りその方向でやっていただきたいなというふうにも思います。それと、あと外構、建物だけじゃなくて外構なんかはかなり地元業者でできると思うんですね。それも契約やはり小さく分けて、契約を出していけばできると思うんですが、そこら辺、そんなような方法で出す考えはあるかどうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、この中学校の建設というものは、教育ということで人材を育てるといふ建物をつくるといふことでありまして、この施設が新

しい施設ができることで希望を持っている子どもたちや保護者に対しても、こういう気持ちも大事にして、この施設の建設に臨んでいきたいと、このように思っています。いまご質問のありました点につきましては、町内業者に発注可能な工事などがあるのかということでありまして、関連施設の整備工事を含めまして、発注可能な工事は、何件かあります。まずこの御代田中学校の建て替え工事につきましては、町にとって一大事業ということであり、その規模が大きいことから、工事の遂行、完成に万全を期す必要があります。このために高い技術力を有する総合建設業者に工事発注をしていくことをひとつ考えなければならないというふうに思っています。

外構工事などを分割することにつきましては、工事施工上の現場条件や工程管理上の問題など、あらゆることを総合的に勘案したうえで、適切に判断をさせていただきたいと、このように思っています。

いずれにしましても、中学校建て替え工事の発注につきましては、建設工事等請負人選定委員会におきまして、それぞれ建設工事における資格総合点数別発注基準により選定を行いまして、その結果に基づいて適正に実施していくという考えであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 本当に先ほどから言っていますけれども、本当に大変な経済状況でありますので、本当にできる限り地元の業者を使って、できる限りやっていただければなというふうに思います。

それと、前々からこの件は、学校の建て替え事業についてで指摘しているんですが、太陽光発電の関係なんですけれども、実施設計の中ではどのようになっているのか、つけるのかつけないのか、12月の全協ではつけないという話でしたが、その後、どのように変わったのか、それとも変わっていないのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

中学校に太陽光発電システムを設置する考えはあるのかという質問で、これについては前回の議会全員協議会の中でもご提案いただいた内容でありますけれども、中学校建設委員会などにおいて視察研修等を行う中で、検討してまいりましたが、

建て替え計画の中では設置しないということとさせていただきます。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） どうしてこのときに設置をしない考えになったのか、私はちょっと理解に苦しむんですね。というのは、これだけいまの、要は地球規模で環境問題がいられています。CO₂削減、地球温暖化、そういう中で、どうしてこの新規事業のときに太陽光発電パネルをつけないのか、私には本当に納得できないんですね。昨日の古越日里議員の質問からすると、どうも26億円が32億円で20%も要は金がかかると。そんな関係から、この件はだめだという形になったんじゃないかなというふうに理解するんですが、実際これじゃあ1キロワットの電気量を発電させるのに幾らかかるのか、そこら辺は出ていますか。

○議長（内堀千恵子君） 教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） お答え申し上げます。

仮に、いま1キロワットというお話ですけれども、単純に10分の1にしていたければよろしいかと思うんですが、仮に、前からお話ししているとおり、10キロワットの発電能力のあるシステムを導入した場合には、そのパネル、いわゆる太陽電池モジュールですね、それとこの直流を交流に変えるインバータ装置というんですが、これらの装置の設置費用でおおむね2,000万円ぐらいかかる。だからキロワットにすれば、1キロワットであれば200万円ぐらい想定しております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 次長、どこからそのあれを調べてきたかわかりませんが、私が調べた中では、小諸市は小・中8校ありまして、それで8校にパネルを全部取り付けたんですね。それで1キロワットの発電量をするのにパネルは、1キロ、じゃない、10キロ、いまの話じゃないですけど、10キロワットの電気量発電にパネルは全部で56枚必要なんですね。その1枚は縦が1メートル40センチ、横が76センチ、これのパネル、これ56枚つけるんですね。それで10キロワットの発電ができる。小諸市。それでそれにかかる費用、各校全部それで10キロワットの発電量のパネルをつけたので、全部の費用は6,700万円なんです。8校全部で。ですから、1校当たり837万円で済んでいるんですね。それでなおかつ、これは文部科学省の団体で新エネルギー産業技術総合開発機構、NEDOというん

ですか、から補助金が3,800万円来ているんです。ということは、1校当たり
にすると、8校で2,900万円しかかかっていないんですよ。ですので、1校当
たり362万円で10キロワットの電気が、電気量発電できるんです。どうして1
キロワットその2,000万円もかかるか、どこから出てくるかわからないですね。
ですので、小諸市さんからちょっと資料を取り寄せたんですね。そうしたらそうい
う話なんですよ。それで学校教育にもその発電の、いまこういうような発電になっ
ているというようなシステムが、要は教室か廊下に出してあって、それで電気がこ
ういうシステムになっていると、そういう勉強にもなっているわけですね。ですの
で、せっかく中学校建て替え、新しい中学校に建て替えるのに、どうしてパネルを
つけない。それで、今回の3月号の『やまゆり』を見れば、補助金が7万円つきま
すと、1キロワット当たり、そういうことを町民の人たちをお願いしていて、それ
で行政から進んでやらなくちゃ、こういうことというのは進まないのに、どうして
行政からやらないのか。私はわからないんですね。ですが、この件に関してはまた
全員協議会がありますので、全員協議会の方で話をしたいなというふうに思ってお
ります。

次に、ごみの問題の方に入らせていただきたいと思います。

このごみ問題、12月議会で町長は我々議会に、小諸・軽井沢に1,400万円
ずつ、合計2,800万円を払うということで、決めてきたと。ですので、是非議
会の人たちもこれに対してわかっていただきたいと思いますというお話がありました。そこで、
私たちもいいだろうと、もうああだこうだ言ってもしょうがないと。早くこの件に
関してはすっきりさせなくちゃいけないということで、我々もその1,400万円
ずつ、2,800万円は払いなさいということを知りました。でも、その中で、
条件として町民の皆さんにちゃんと説明会をしていただきたいと思います。それで町民の人
たちが納得していただければ、我々はいいですよという条件を、我々はそこで出し
て、それで町も、町長も、説明会を行いますと、12月の議会の全員協議会でそう
いう話になりましたよね。ね、町長ね。ところがですよ、ところがこの説明会が行
われたのが、3月の3日、4日、5日、それで6日から開会。それで我々が聞いた
のが、2月16、17日で、廃棄物対策特別委員会の視察に行くときに、町民課長
から実はこうなんだと。3、4、5日でその説明会を開きたいと。それでいったら
皆さんには連絡はどういうふうに、町民の人たちにはどういう連絡を取ったんです

か、取るんですかと言ったら、2月25日発行の『やまゆり』の3月号に載せたから、それでやると。それが連絡だという話だったんですね。えっ、我々全員びっくりしちゃったわけですよ。これじゃあ町民の人たちに、じゃあ町民にはどういった連絡をするのかということですよ。本当にびっくりしたとこなんですね。それはどうして、どうして12月にやったのにどうしてこんなに遅くなっちゃったのか、その理由をまずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） ごみ焼却場のこの建設計画に対する町の対応の、2年間の取り組みの経過についてということで、議会の皆さまからご指摘いただきました住民説明会の日程設定の件でありますけれども、これにつきましては、大変申しわけなく思っているんですけれども、これは私の判断の甘さから、ちょっと準備が遅れてしまったこともありまして、日程調整がうまくつかなかったということになりまして、開催が3月議会開会の直前になってしまいました。この点については、私としても非常にこれは申しわけなく思っております、本来、2月の中旬ぐらいにはやはり開かなければならなかったと、常識的に開かなければならなかったものだということがありますけれども、この点については、もう私の判断の甘さで準備が遅れてしまったことから、このような結果になってしまったということで、この問題については大変申しわけありませんでした。深くおわびを申し上げる次第であります。

また、このことにつきましては、内堀議長さんを始め吉田区長会長さんからも厳しいご指摘をいただきまして、おわびを申し上げたところであります。大変どうも申しわけありませんでした。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） ま、私の甘さというような話がありましたけれども、本当に町長、この件に関して、町長、どういうふうに考えているのか、私も本当、ちょっと理解に苦しむんですね。これだけ町長、2年間やってきて、これだけの問題、一般質問でもみんなこの件に関して、私だってほとんどこの問題で町長に質問していますよね。それでなぜこんなに、せっかく詰め、もう本当に詰めの段階ですよ。詰めの段階でどうしてこんな甘いことをやるのか、私は本当に理解に苦しむんですね。それで、私も3日間、3、4、5日の3日間出ようかと思ったんですが、3日だけはちょっと用事があって出られなくて、4、5日と出たんですが、あれですね、びっく

りしたのは、町長と昨日も武井議員の話の中でありましたけれども、町長と担当課長と係長、3人だけなんですね。なぜ3人だけなんですか。この問題に対して。それで町には庁内のこの検討委員会があるでしょう。検討委員会立ち上げましたよね。この検討委員会の頭はだれですか。

2人で話をしているわからない、私から言わせりゃ、副町長が検討委員会のトップですよ。我々にはそういう説明ですよ。町長、いいですよ、町長、いいです。それで、副町長が検討委員会のトップ、それでそのメンバーは課長全員でしょう。その中に入っていない、全員課長入っていますよね。どうしてこの問題を真剣に考えないんですか。課長が全部そろって、副町長ね、町長を始め、課長が全部そろってこの3日間の説明会にどうして出ないんですか。こんなに真剣に、税金をですよ、我々の、町長よく血税と言いますけれども、本当に血税ですよ。血税を払うのに町長と担当課長と係長だけでいいんですか。どうして全員が出るような形をとらなかったんですか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この件につきましては、広報『やまゆり』の3月号にこのごみ処理問題の経過について、私の名前で報告をさせていただきました。したがって、いま庁内の検討委員会ということがありましたけれども、ここの庁内の検討委員会につきましては、御代田町としてのごみ処理の現状から、今後どういう方針を策定していくのかということから、検討していく組織でありますけれども、今回の問題については、清算の問題に対する説明でありますので、その予算を提出する、また今後のこれまでの事業を進めてきた私の責任として、これは説明をする必要があるし、これはすべてにおいて私の責任において実施する必要があるということから、私が出席をさせていただきました。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 町長、『やまゆり』号に町民益と言っているんですよ。この検討委員会で町民益を考えてというふうに書いてあるわけですよ。言っているわけです。やはり町民益を考えるんだったら、やはり全員が、町長だけじゃなくて、全員がやはりこの件にあたるべきじゃないんですか。私はそう思うんですよ。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） そういうご指摘をいただきました。確かにそういうことで言いま

すと、副町長も出席すれば良かったか、そこら辺は私のちょっと考えが甘かったのかと思いますけれども、いずれにしても、責任者は私でありますので、私が説明するというのが筋だと、このように考えております。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） ま、昨日武井議員の質問の中で、町長は町民の人たちにこの3回説明会開いて、要は理解をしていただいたというような、了解していただいたというような答弁がありました。町長はそういうふうに思いましたけれども、私は2回出ていまして、私は決して町民の人たちがあの説明会で、中にはこれは説明会ではないと、報告会だと言う人もいましたけれども、私はあの2回出た中で、決して町民の人たちは了解したんじゃないというふうに思うんですね。あれだけの意見が出ていて、あれで了解したなんていうことはどこを取って言えるのかなというふうに思うんですが、町長はそういうのやはり思いますか。変わりませんか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この間、町での説明会、3カ所で開催させていただきましたが、伍賀地区、小沼地区、御代田地区ということで、伍賀地区では34名の方がご参加いただき、小沼地区では83名、御代田地区では40名ということで、157名の方にご出席いただきました。

まず、伍賀地区で出された意見としましては、補償金の根拠とこの決定した理由は何かということのご意見と、今後のごみ処理をどう進めるのかというご意見がありまして、結果としては、この中では私の感想としては、反対というご意見はなかったというふうに。ありませんでした。

で、小沼地区で出された意見としましては、補償金の根拠や決定した理由、これについては、なぜこの補償金を払わなければならないのかというご意見もありました。その中でこの説明を聞けばやむを得ない対応かなというようなご意見もありました。しかし、この中での主な議論は、補償金の問題よりは苗畑跡地を購入した経過や今後の苗畑跡地の有効活用ということに議論が集中したというふうに私はお聞きしました。

御代田地区で出された意見につきましては、補償金については凍結すべきだという意見が出されました。その補償金についてはそういうご意見でありまして、その他の主な意見としましては、この2年間の経過について住民説明や情報の開示が遅

いよということや、町長に投票した全員が今回の見直しを認めたわけではないということや、町長の独断で決定するのは議会制民主主義を無視するものであるとか、佐久地域に1つの焼却場と言っているが、できる計画なのかどうか。佐久クリーンセンターでの処理が実現できるのかどうか。何でもほかの市や町に頼っているけれども、焼却場は他の市町なら良いのかなど、大変厳しいご意見をいただいたと思っております。

このことにつきましては、この間の対応としては、確かにいろいろな局面で私としても慎重さに欠けた部分や不十分さがあって、この点では大変ご迷惑をおかけしたと考えております。こうしたことに対する厳しいご指摘につきましては、大変ありがたいご意見であり、私としては今後の行政運営の教訓としていきたいと思っています。

補償金の支払ということにつきましては、3市町の理事者での同意ということで、既に他の市町でも予算を執行しているものでありまして、私としては、3市町の有効な信頼関係を続けていくためにも、是非ともこの点については議会の皆さまにお認めをいただきたいと、このように考えているところであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） いま町長がそんなような分析じゃないですが、出されましたけれども、この件に関して、あれですか、町長だけがまとめたことだけであって、ほかの人たちに、課長クラスで課長会議とかそういうところでこの課長クラスにこの内容等は話をされましたか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） これはいま申し上げましたのは、私が主な意見、お聞きした意見ということで、感想的に述べさせていただきましたが、現在、議会全員協議会の中で出された意見については、報告させていただくということから、現在、その意見の取りまとめ、かなり多くの意見をいただきましたので、取りまとめをさせていただいているところであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 町長ね、明日から常任委員会なんですね。それでうちの議会は、委員会付託の議会なんですよ。明日、町民建設経済にこれ付託されていますので、明日、町民建設経済がもし、もし不採択となったら、全協でどうやろうと話をしよ

うと、もうだめなんですね。だから、私はなぜ課長会議を開いて、こういう意見が出て、それでこうだと、それでこれで行きたいと、それとも取り下げると、そういうような判断を、自分一人だけじゃなくてやはり課長会議にかけて、これだけの優秀なメンバーがいるんですから、かけてやるのがあたりまえじゃないですか。そういうことをやるために、やはり今回は、謝ればいいものではないですが、あまりにも遅すぎたと。我々議会は、いいですよ、早く片づけたいと、この問題に対して。軽井沢と小諸に1,400万円ずつ、総額2,800万円払っていいですよということを我々はオーケーしているわけですよ。普通でしたら、議長、それから吉田区長会長さんに怒られたというふうに言われましたけれども、普通でしたら、もう正月早々、区長会を開いて、それで区長さんにお話をして、2月の頭ぐらいから説明会に入って、それで2月20日過ぎぐらいには全員協議会を開いて、こういう意見があつてこうだということで、3月議会に提案するけれども頼む、というのが私は筋道ではないかなと思うんですよ。あまりにも、あまりにもこれから言わせると、議会をばかにしていますし、町民をばかにしているというふうに思うんですね。それで、私、2回出ましたけれども、町長は必ず最後に、説明会の最後に、じゃあこれでよろしいですか、このこういう形で払いたいんですけれども、よろしいでしょうかという念押しの言葉がひとつもなかったですね。ね、課長、町民課長、どうでしょうか、そこら辺。

○議長（内堀千恵子君） 小平町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） お答えします。

確かに、最後にそういうことはなかったんですが、特に小沼地区の会場については、いままで混乱をさせてしまったことについて、おわびを申し上げたというような経過はございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 御代田町が任意合併協議会に入るか入らないか、それから離脱するか、それで離脱する、そういうときには、必ず説明会、各区に行って説明会をしました。そのときは、必ず町長はこういう方向で行きたいですけれども、よろしいでしょうかということで、必ず念押しをしていましたよね。私はどうして念押しをしないのかな、じゃあこれでどうやって町長は結論を出すのかなと。私は本当にあ

れなんですね、どうやって町長は出すのかな、びっくりしちゃったんですね。2回も。2回行きましたけれども、念押しはない。それで昨日の武井議員の答弁ですと、町民の人たちには了解を得られたというふうに答弁されましたけれども、私はとてもこれで了解したなんていうことは言えないんじゃないかなと、そういうふうに思うんですね。ですので、どうするのか、取り下げるのか、どうなのか、やはりこれは、もしかすれば、もし、もしですよ、もし不採択になったといたら、町長、これは大変なことですよ。ま、そこら辺を考えていただいて、どういうふうに町長考えるかわかりませんが、私はとても町民の人たちがこの件に関して我々の血税2,800万円、総額、出していいですよと言ったふうには思えないんですけどねえ。

それで、その中で話が出ましたけれども、最近、町長、どうも佐久のクリーンセンターのクリーンセンターという名前がどうも最近出てこない。この件に関して、町長は12月議会では、いま佐久市は佐久病院の問題があってちょっと大変なものだから、ちょっとできないという、話ができないという説明がありましたけれども、2月に、この2月6日にこの件に関しては決着がつかしました。そういった中で、もう1カ月経っています。佐久市は、佐久市、どうなんでしょうか。最近この佐久のクリーンセンターに入れるという話が出てこなくなりましたので、どうなっているのか。実際、入れられるのかどうなのか、町長は昨年8月あたりは、8月9月で9月あたりですか、9月あたりはこの3月31日までに佐久のクリーンセンターに入れたいという話をしました。でも、トーンダウンをして、こういう形だから21年度中には入れたいという形で説明がありましたけれども、果たしてどのぐらいで佐久は入れていただけるんでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この点につきましては、私どもとしても佐久クリーンセンターに正式にお願いに市に行きたいということで、議会の皆さまのご了解をいただきまして、施設組合長であります三浦市長さんに正式にお願いをして、現在、三浦市長さんにはご尽力をいただいているところであります。

これにつきましては、私どもとしては、お願いしていくという立場でありまして、私としての感触としては、三浦市長さん実現に向けてご尽力をいただいていると、そういう良い感触を得ているというのが私の感想です。

ただ、議会全員協議会でも申し上げましたが、この4月1日から移行できるというのがベストだということでありましたが、これはお願いしていく我々としては、佐久市の方でどのように対応していただくかということについては、私どもの方で口をはさむ問題ではありませんので、現状では、正式にお願いをしてお力添えをいただいているということが私の感想といたしますか、現状だと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 町長、具体的な話、ちょっとないんですが、2月6日からこの件については、もう佐久病院の話に関しては、我々から言わせると、佐久病院の問題と御代田のごみ問題は別だというふうに考えているんですが、相手のあることですので、そこら辺は百歩譲ってあれですが、2月6日から今日まで、佐久の市長さんのところに行って、この話はされたんでしょうか。されているんでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 三浦市長さんから細かな点でのお話は伺っていませんが、事あるごとにこのことについてはお話をいただいております。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） それで感触的にはいいということなんですね。

うーん、ちょっとね、昨日もちょっと浅麓水道があったんですね。その中で、佐久の議員さんも軽井沢の議員さんも、だめだという話なんですね。佐久の議員さんは、まあ4月に選挙があるから、落ちてしまえばどうってことないけれども、要はだめだというような話なんですよ。とてもじゃないけど、御代田のごみは佐久のクリーンセンターには入れられないよというようなお話があるわけですね。そういうお話を聞くと、町長はそういうふうに言うけれども、我々はそういう話を聞いているもので、非常に心配になっちゃうんですね。町長は短期的には、要は当面は佐久のクリーンセンター、長期的には佐久の向こうの桜井の方でつくるガス化溶融炉のところに参加したいという話をちょっとされていますよね。ですから、全部佐久にお願いなんですね。これ、佐久がもし、いい感触と言っているから、もしという話にはできないと思うんですが、もしだめになっちゃったらどうするんですか。町長はよく言うように、このごみ、こういう問題に関してはどこでも、どこでもだめだと。上田地区がそうですね、上田広域がだめ、それから白馬の方がだめ、そういう話を

されましたね。説明会のときにも。では佐久市はオーケーなんですか。佐久の将来的な桜井のできるあそこのやつは、オーケーなんですか。どうも、見ると、これもとりあえずはだめだと。佐久の共産党の人たちが反対すると、ガス化溶融炉。そういう話は聞いているわけですよ。だから、短期的に佐久のクリーンセンターへ入れられるかどうかもちよっと我々は心配なんです、長期的にもだめだと、じゃ、もし佐久がそういう長期的なやつはだめになった場合は、町長、どうするんでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いまお話がありました佐久での新しい焼却施設の問題については、この計画がだめになったということではなくて、中断しているということだと理解しております。計画については引き続き持っているということだと思っております、だめになったとは考えておりません。

この問題につきましては、これまで御代田町が長期にわたって解決できなかった可燃ごみの処理を安定的に継続できる方法として、私どもがいろいろな状況を判断して決定をした方針であります。ですから、私としては、とにかくこれを実現させるということにいま全力を挙げるとするのが私の使命でありますし、そうした町長としての責任の取り方という点では、この方針を実現させるということに全力を挙げることだというふうに考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） ま、町長、この問題に関しては政治生命をかけてやるというお話をしていますので、是非、早く実現するように、力を出してやっていただきたい、そのように思います。

時間、ぼちぼち時間ですので、ちょっと最後に、同じかどうかわかりませんが、町長、昨日の武井議員の質問の中で、要は国保税さえ値下げできれば、自分の公約は100%と、いま90%は公約どおりやっていると、やったと、それで100%だと、国保が下がれば。その根拠はどこなんですか。私から見れば、とても90%は町長の公約なんかできていないんじゃないかと。どこからどういう形で90%でという話が出てくるのかわからないんですよ。それちょっと町長、お聞きしたいです。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） そのことにつきましては、公約をいたしました大きな問題については、国保税の見通しがまだつかないということで、これは見通しがついていないのでそれは、ということで、公約については解決をしてきているということでありまして、その90%は解決をしてきているということであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） 具体的に自分が挙げた公約ですので、具体的にこうだ、こうだという形を言っていただけのかなと思ったんですが、では私の方から。

まず、同和事業、完全廃止。私から言わせれば、完全に廃止になっていないですね。同和事業もね。ある程度は、ここは90%以上できましたよ。でも、完全じゃないですね。

それから町長車廃止。町長車廃止ということは、売っちゃうかどうかだと思うんです。前も一般質問しましたけれども。でもいま現在、使っている。それは町長だけではなくて、みんなが使っているから。それだから廃止したと。いや、でもほかの人たちは町長車廃止ということは、なくしちゃうことが町長車廃止じゃないんですかね。

それと一番大きな問題は給食問題ですよ。給食問題は選挙公約とまるっきりの違う方向に行ったと。

それで、保育料、確かに保育料値下げ、値下げとは違いますよ。今年の3歳の、要するに子育て協力金という形で出しましたけれども、いや、でも実際は保育料を下げない。

それで介護保険の正直言って介護保険143円ですよ。さっきのあれ、ありましたけれども、最高で6,000幾らというような話がありましたけれども、こんなの微々たるもの。

それで国保税だって同和事業を廃止した2,500万円を上げます、と言っている中でやっていない。とても90%は、というふうに思うんですね。ま、そこら辺は町長の考えと私の考えは違うと思いますので、そこら辺はどうのこうのと言いませんけれども、あと時間、そろそろ時間になります。

いずれにしても、このごみの問題は大変な問題です。明日、町民建設経済の常任委員会があります。そういった面で、この件に関しても、町長、議長と委員長にお願いしまして、町長の出席をお願いして、やっていきたいというふうに思いま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、通告6番、朝倉謙一議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前11時00分）

（休憩）

（午前11時14分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告7番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 通告7番、市村千恵子です。

私は、暮らしを支える対策ということで、この間、町もかなり深刻なこの不況の中、雇用不安なり生活不安が増大しているわけですが、この間、緊急経済対策というものを打ち出して、町も対策に取り組んでいるわけですが、これがおおむね3月31日で切れてしまう対策ということだと思つたので、引き続き、この暮らしを守る、町民の暮らし・生活を守るための対策が必要だと思つた観点から、3点ほど質問していきたいと思ひます。

順次質問いたします。

まず初めですが、このアメリカの金融危機に端を発した今回の経済危機の特徴というのは、景気悪化そのものが、これまでの不況に比べてかつてなく早いうえ、これまでは景気の悪化より遅れることが多かった雇用の悪化というのが急速に進行していることとあります。外需に依存し、内需を蔑ろにしてきたうえ、非正規労働者を拡大してきたことが背景になった、文字どおり政治の災害ではないかと言えらるのではないのでしょうか。

景気の悪化を食い止めるためには、国民の暮らしを支え、内需を拡大する対策が重要であります。とりわけ、無法な解雇をやめさせ、雇用を確保するということは、内需の6割を占める国民の消費を支えるためにも、もっとも重要だともいわれてい

ます。この無法な解雇を野放しにし、仕事も住まいも奪われた労働者が溢れるような状態では、消費は伸びませんし、内需も拡大できません。無法な解雇をやめさせ、これは国の政策としてでありますけれども、無法な解雇をやめさせ、雇用を確保することというのは、この経済全体の健全な回復にとってとても要中の要の対策だと思っています。

当町においても、この間、町内企業において多くの派遣社員の方の雇い止めが行われ、雇用不安、生活不安が広がる中、町も国の地域活性化、生活対策臨時交付金というものを約7,400万円ほど国の補助を受けて、これに町も上乗せをして、総額8,500万円の緊急経済対策というものを打ち出して、いま実際行われ、そして町長がこの間、議会の初日で、この緊急経済対策の進捗状況というものを報告されました。

中でも、その雇用については、臨時職員の5名を雇用して、浅間山麓の有害鳥獣による農作物被害防止を目的に、千メートル林道の国有林に緩衝帯を整備して、3キロほどの目標に対し、いま現在進捗状況として1.3キロが整備されてきたと。児玉地区の被害が集中しているカラスの駆除にも、檻を設置して取り組み始めていると。

公共事業の関係では、28事業についてすべてが発注が終わって、既に工事が始まっていること、また、その入札差金が出たので、これを活用し、7事業の追加が行われることなど、報告があったわけです。

本当にこの緊急経済対策は、おおむね3月31日までの事業でありますから、この間の、この後、これで雇用が、雇用不安が終わったわけではありませんし、ますますこの雇用不安というのは、いままでは非正規の部分でありましたけれども、いまはもう正規職員にも及んでいる。政府の雇用統計によれば、解雇は非正規の労働者だけでなく、正社員にも及び始めており、景気を急速に悪化させていると。1月の完全失業者は、前年同月より21万人増の277万人、これは完全失業率4.1%で、有効求人倍率は0.67倍で、前月を0.06ポイント下回り、5年4カ月ぶりの低水準との報道もあるわけです。こうした中、この3月31日で終わってしまうのでは不十分だと思うわけです。この間、国の方も、この対策、雇用対策というものには二次補正も可決された中で、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業というのが打ち出されているわけです。国の21年度のその当初予算分として

も上げられているわけですが、ふるさと雇用再生特別交付金の市町村分は11億8,000万円、緊急雇用創出事業の市町村分は8億9,000万円、合わせて20億円強が市町村分としてあるわけですが、まず1点、いま3月31日で終わったわけですが、今後、町は引き続き雇用対策というものをやっていくのか、また、この国のこういった新たなふるさと雇用再生特別交付金、それから緊急雇用創出事業というものを実施していくのか、で、この予算は大体御代田にはどの程度来るものなのか、その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 武者産業経済課長。

（産業経済課長 武者建一郎君 登壇）

○産業経済課長（武者建一郎君） お答えを申し上げます。

国の雇用対策の一環として、二次補正予算に盛り込まれましたふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業につきましてでございますが、これは交付金が国から県に交付され、これを財源として国が基金を造成し、活用する事業になるため、現在、開会中の県議会において、関連する条例などが審議されております。この2つの基金事業につきましては、平成21年度から23年度までを実施期間とし、市町村の直接的または間接的な雇用の創出をする支援事業であり、10分の10補助事業でございます。

当町の3年間の補助金配分予定額としましては、今後調整されることもありますが、現在では両事業に合わせて2,800万円が示されております。

具体的な事業内容でございますが、ふるさと雇用創生特別基金事業は、民間企業やNPO法人に委託する間接雇用事業となるため、今後、民間企業と調整し、6月の定例会において予算化に向け進めていく予定でございます。

緊急雇用創出基金事業は、民間企業等への委託のほか、市町村での直接雇用が可能であるため、21年度は当初予算に計上いたしました産業経済課の臨時職員2名分の賃金を対象事業として計画をしております。3年間事業でございますので、次年度以降については、関係各課と調整をし、基金事業を活用した雇用対策に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま担当課長のお話にありましたように、このふるさと雇用再生特別交付金、それから緊急雇用創出事業というものを、町においては最大限、

2,800万円来るということで、それぞれ制約的な、3年間に限ってとか、いろいろあるわけですがけれども、町とすれば最大限それを活用して、やっていくということで、雇用対策については、こういう国の補助事業を利用しながら、引き続き続けていくということによろしいでしょうか。はい。

本当にこの不況の中で、やはり雇用がきちっとできなければ、もう生活の根底が崩れるという中で、非常に厳しい局面になってきているわけです。これから、6月になってきますと、前年度の所得というものが確定されてきますので、今後、この国保税、次にもう移りますが、国保税それから町民税、保育料など、そういったところに今後大変になってくるのかなという思いがあります。

まず初めにお聞きしたいんですけど、今回のその緊急経済対策で保育料などの減免措置というものが行われました。それで町長の報告にも、保育料ですと幼稚園に行っている方も含めて2名の対象者があったということでもありますけれども、この保育料などの減免制度は、今後はどのように考えているのでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 小平町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それではお答えします。

保育料の減免制度につきまして説明させていただきます。

保育料の減免処置につきましては、保育料徴収条例第5条第1項の3に『当該年度に災害その他の事情により生計が困難になったときと、町長が認めた者に対して、保育料の減免ができること』が規定されております。現在、この規定により、雇用先が倒産または解雇された方を対象に、減免の処置を実施している状況でございます。内容につきましては2分の1減免ということで、平成21年3月分までについて対象にしております。本日まで2件の相談があり、先ほど2件と言いましたが、1件について申請がなされ、減免の処置を実施しているところでございます。

今後のことですが、4月以降についても、雇用や生活の不安の拡大が予想されているような状況でございます。引き続き保育料の減免処置につきましては、本年の9月、6カ月間継続して実施していきたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、その緊急経済対策の中でやっている保育料については、

当面、6カ月延長して行っていくとの答弁がありました。国保税とか、これからその町民税というものが6月の課税、税金が確定する中で発生してくると思うんですけども、国保税はもう既にあるんですけども、先のその、もう本当に派遣切りだけでなく、正社員の解雇もある中、それから製造業においてはもう受注が大幅に減る中で、仕事がないというワーキングシェアで、一時帰休が行われている企業も出ております。週4日休み、週3日休みというところもある中、新聞報道では、本給ですね、給料の10%カットというの、この1年間ということが出ていたところもあるわけです。こうした中で、本当に大幅なその町民の減収というものが予想されるわけですけども、そうした中、この初日の質疑でも行ったわけですけども、国民健康保険、国保会計の滞納状況をお伺いしたところ、20年度においては705人の滞納者がいたという中で、そのうち464人の方が一期分とか二期分とか、ですからこの去年の10月あたりから急激にその企業の経営悪化が反映されているのかなというふうに思うところでありまして。そうした中で、以前にも私、この減免制度、いま保育料の部分はその保育料徴収条例ということでもありましたけれども、国保にしてもそれから町民税にしても、町では減免の制度というものがあるわけですけども、これがとても大まかなわけです。生活扶助を受けている、あるいは生活困窮している、あるいは災害に遭った、そういったような事例には減免することができます。町長の特別な理由として認めればできるということにあるわけです。ですけども、この抽象的な部分がなかなかその対応というのができないというところで、是非、町独自の基準というんですか、減免基準を設けることはできないかというのを19年6月にも質問したところなんですが、そのときの担当課長の答弁では、やはりその地方税法を限定的に介すべきということで、その生活実態を十分に調査した中でやっていくということで、一律にこの減免をつくってしまうというのは租税力があるかどうかをやはり判断して決めることが大事で、一律に決めるというのは、考えていないというような答弁があったわけです。しかし、本当にこの6月では、地方県民税、税源移譲の中で課税率、税率が見直されて、比例分が10%になってきている中で、本当に大変だなという思いがするんですが、この独自の基準を設けて、その減免の拡充を図るという考えはないでしょうか。その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 清水税務課長。

(税務課長 清水成信君 登壇)

○税務課長(清水成信君) それではお答えをいたします。

国保税あるいは町民税等の減免制度についてということで、先ほど市村議員言われましたように、平成19年の6月にも、この関係で質問がされたところでありませぬ。繰り返しになる面もあるかもしれませんが、大まかな定めというのはいまご意見もございましたが、減免制度について基本的な部分等もちょっと申し上げていきたいというふうに思います。

まず、町税の減免制度については、一番基本となるのは地方税法がありますが、その中で市町村長は天災その他特別な事情がある場合において必要と認める者、あるいは困窮により生活のため、公費の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより減額することができるという形で規定、定められているところでありませぬ。この規定に基づいて御代田町の町税条例あるいは国保税条例で、また昨年にこの質問があった後でありませぬけれども、昨年に町税等減免取り扱い要綱を定めて、それぞれの税目ごとに減免規定を設けているところでありませぬ。

町民税については、条例の中で、先ほどもありませぬが、生活保護法の規定による保護を受けている者、あるいは当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった、あるいはこれに準ずる者、それから学生・生徒、それから民法の34条に該当する公益法人、あるいは特定非営利活動法人、これらのものに該当する者のうちで、町長が必要により定めると。

また、国民健康保険税においては、災害等農作物や住宅家財等の損害も含まれるわけでありませぬけれども、それにより生活が著しく困難となった者あるいはこれに準ずると認められる者。それから貧困により生活のため公費の扶助を受けている者、またはこれに準ずる者というような形の者、それから昨年、後期高齢者医療制度が施行されました。その関係で、75歳以上の方が会社など社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族ですが、65歳から74歳の方が新たに国民健康保険に加入する場合は、2年間に限り減免するというような形のものが新たに付け加えられたところでもありませぬ。

それから、大まかな規定と先ほど言われた中で、昨年でありませぬけれども、御代田町町税等減免取り扱い要綱を定めたところでありませぬ。減免の対象範囲という中で、地

方税法の規定によるところの徴収の猶予、あるいは町税条例の中での災害等による納期限の延長を行ってもなお税金を納める、負担する能力といたしますか、担税力のない場合に認めていきますよというようなこと。担税力のあるかないかというような部分については、やはり当該納税義務者及び生計を一にする親族の給与、年金その他すべての収入、預貯金、保有している財産等の状況を総合的に判断をして、生活保護法に規定する生活保護基準を目安として、町長が決定するものという形で規定をしてきたところであります。

その要綱の中で、税目ごとに減免の対象となる理由ですとか、対象者あるいはその割合、いつからどういう形で減免できるのかというような形の少し詳細な部分を定めたところであります。またその減免については、国の方からも災害被害者に対する地方税の減免措置の取り扱い例といたしますか、基準というようなものも示されております。そういった中での対応をしてきている部分ではあります。

地方税の減免、納税義務者の先ほど言いました担税力の減少あるいはその他納税義務者個人の事情に着目をして、いったん発生をした納税義務の全部あるいは一部を条例や要綱の規定に基づいて減免するというものであります。地方公共団体の長の判断において、その適用範囲が決められるわけではありますけれども、やはり租税の負担の公平という見地から、特別な事情は限定的に介すべきであるというふうにいわれております。

したがって、ご質問の国保税あるいは町民税を含む町税、ほかの税もありますけれども、一定の所得をもって一律に減免するということは適當ではない。また、生活が著しく困難になったと認められる判断、あるいは特別な事情は、納税義務者個々の実状に応じて、適宜判断すべきであると。先ほどもちょっと言いましたが、というようなことの中で市村議員言われますところの、独自の基準ということではありますけれども、現在の条例あるいは要綱、国から示された基準、そういったものに照らし合わせて対応していきたいということで考えております。ということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、独自の、昨年度はその減免の要綱を定めて対応しているということなんですけれども、だから、よりきめ細かに猶予のことも定めたりということで、きめ細やかになったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 清水税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） ただいまのご質問の、きめ細かにと言われますと、ちょっとそれが解釈の違いで、当てはまるかどうかわかりませんが、国から示された基準でありますとか、いつから対応、対象にするのかというようなことで、条文の中で漠然とした大まかな言い方とはちょっと違った形の要綱で細部については定めてあるということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） そうですね。いま、法定減免の部分も含めてご説明いただいた部分だと思います。国もさまざまその後期高齢者も含めて減免制度というものをどんどん拡充してきていることは確かであります。しかしながら、やはりこうした景気の悪化によるその所得の減少というものになった場合、ある程度の基準というものを設けていた方が、より、町の方は税を徴収する側ですからあれですが、利用者としては、そういう制度があると、次、その仕事を得るまでの間、猶予されるとか、そういう対応ができればその滞納者ということにはなっていないということ、滞納者をつくらないということへも1つつながるのではないかという部分で、拡充を求めているわけですが、ですから、さらにやはり滞納者が、まあああるわけではありませんが、こういう経済状況ですから、どんどんやはりこれから景気がよくなるというわけでもなければ、雇用状況も決してよくなるという見通しもない中で、やはり所得が落ちるということはもう目に見えているわけですから、町としても、その滞納と申しますか、納付が遅れている方へのやはり対応としては、きめ細かな対応を望むところであります。この点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、義務づけされました住宅用の火災警報器の方へ移っていきたいと思います。消防法の改正によりまして、新築住宅については、平成18年6月1日より火災報知機の設置というものが義務づけられました。既存住宅についても、各市町村の条例によって、平成23年までの間に順次義務づけの施行が予定されているわけです。県下14の広域連合がありますが、それぞれ火災予防条例というものが定められています。21年6月1日、これは長野県ですけれども、21年6月1日からとか、または6月2日からということで、遅くとも6月2日にはもう県下一斉義務づけとなります。

御代田町は、この佐久広域連合火災予防条例で定められている6月1日からの設置義務となるわけですが、この設置、火災警報器なんですけれども、設置に至ったというのは、やはり消防署の方で総務省消防庁が出しているものですが、2007年に発生した火災を分析した調査では、死者の約6割は逃げおくれで、それからこのうち2割はその熟睡中だったということで、火災警報器というものが設置義務というふうになってきているのだと思います。

本当にこの新聞報道で、その火災で死亡したというようなニュース、報道を見るたび、ぞっとするわけですが、本当にその寝込んでいたときに火事というのは、本当にわからない、そのままもう亡くなってしまうのかなと思って、本当に恐いわけですが、ですから、国の方はその寝室に設置するのがもっとも効果的で、普及が何よりも大事ということで、子どもやお年寄りなどは、援助が必要な場合には、その外部に知らせる工夫も必要ではないかともいわれているところであります。

この火災報知機の必要性というものは、こうした新聞報道などから見れば、本当に重要で、必要だということはわかります。ところが、この6月1日までに設置義務ですから、付けなくてはいけないとなったときに、やはりどうしてもこの費用負担といえますか、かなりこれがネックになってくるといえますか、と思うところです。特に若い人ですと、いま店頭とかによく出ているわけですが、高齢の方にとっては、付けるのが大変であろうということも安易に判断できます。

まず初めにお聞きしたいわけですが、こうして義務づけになっていることで、各町村、さまざまな補助事業というのを始めるところもあるわけですが、御代田町としては、こういった設置に対する補助というのはお考えでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 木内消防課長。

（消防課長 木内幹夫君 登壇）

○消防課長（木内幹夫君） 義務化された住宅用火災警報器設置に対する補助金についてということで、お答え申し上げます。

ただいま市村議員の方からもお話がございましたとおり、連日、テレビや新聞等で住宅火災によりまして死亡するといった、非常に痛ましいニュースが後を絶っておりません。そこで、住宅火災の発生状況等と火災警報器の設置に至った経緯について、簡単に述べさせていただきたいと思っております。

その後、ただいまのご質問の補助についてということのお答えをさせていただきたいと思います。近年の主な建物用途別に見ました火災の死者数でございますが、住宅火災によりまして死に至ったケースがもっとも多く、平成14年の調査の段階では、建物火災、総件数3万件のうち、住宅火災が約1万7,000件と、建物火災の6割を住宅火災が占めている状況でございます。

次に、建物火災で死亡する人の数でございますが、年間1,130人、そのうちの約9割にあたる990人が住宅火災によって亡くなっているのが現状であります。また、住宅火災による死者の半数を65歳以上の高齢者が占めております。今後、更に進む高齢化に伴いまして、住宅火災による死者の数がいま以上に増加することが予想されております。

そこで、総務省消防庁では、消防法によりまして、いままでは会社や工場、集会施設、レストラン、共同住宅等の不特定多数の人々が入り出る防火対象物への火災警報器を義務づけておりましたが、ただいま申し上げました理由から、平成16年5月に消防法を改正し、新築の一般住宅への設置が18年6月1日から、また既存住宅へは平成21年、今年の5月31日までに設置するよう義務づけたところでございます。

このように、住宅用火災警報器を設置することによりまして、火災の早期発見、早期避難が可能になり、尊い生命や大切な財産を住宅火災から守ることができるものと、このように考えております。

以上が、住宅用火災警報器の法制化に至るまでの経緯でございます。

次にご質問の住宅用火災警報器の設置補助についてということでございますが、現在、当町におきましては、災害弱者等に対してのみの補助を実施しておりますが、町内全世帯への補助は行っておりません。今後も全世帯への住宅用火災警報器の設置は考えておりませんので、ご了解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、補助の部分では、御代田町にも生活弱者に対する補助というものはあるというお話がありました。その日常生活用具の給付及び貸与に関する要綱の中で定められているもの、それから日常生活給付事業ということで、対象者が障害者の方とそれから65歳以上の一人暮らしですかね、そういう方への対応はやっているということなんですけど、その実態についてはどうでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

現在の町の制度では、いま市村議員の方からお話のありました御代田町老人日常生活用具の給付及び貸与に関する要綱、これによります火災報知機の給付がございます。この対象となる方は、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者で、またはそれに準じた世帯で、その状態が継続すると認められる方であります。なおかつ、その高齢者が属する世帯全員が住民税非課税であることが条件となります。

それからもう1つの方の、御代田町日常生活用具給付等事業実施要項、これによる療育手帳Aの2以上または身体上の障害の程度が2級以上、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者または障害児のみの世帯及びこれに準ずる世帯が対象になっております。

その実態ということですが、私どもでわかる範囲で調べてみたんですけども、現在までのところ、給付を行った実績はないということのようです。この要綱自体は老人の福祉の向上を図ること、それから重度障害者の日常生活の便宜を図ることを目的とするものでございますので、市村議員のご質問といたしますか、この全戸や今回の義務づけに対応するものとは、多少趣旨が異なるかなとは思いますが、そういった状況でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） はい、全戸となると、本当にやはり実際この条例が施行されるにあたって、実施しているのはやはり小さな村ですとかは全戸に2個ずつ配付しているとか、もう出てきているわけですが、やはりちょっと御代田の町、5,000世帯とかになると、ちょっとやはり大変、財政面では大変なのかなという点はもちろんあるわけですが、せめてそういう高齢者一人暮らし、一番先ほども消防課長がおっしゃったように、65歳以上の方の亡くなる率が高いという中では、本当にこの部分というものを補助してやっていただきたいという思いがあったわけですが、実際、町があるということなんですけれども、でもそれが全然、あるだけで適用者がいままでに1人もいないというのがとても残念なんです。

ここでちょっとお聞きしますと、やはりその対象者はいるわけです。非課税世帯で65歳以上の一人暮らし、それから障害者のいる方で非課税の世帯というのはい

るわけですので、是非ともこの制度が活用できるように、ある自治体では民生委員の方をお願いしたり、それからさまざまなそういう手段を講じて、申請を上げてもらっているということでした。もう900軒ある中で、もう400件ぐらいの申請が、いまの段階で、ますますこれから申請が上がってくるだろうということも担当課の方はおっしゃっていたわけですから、是非ともこの部分は実施していく、積極的に推進していく考えはどうでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

先日も消防署とそれから包括支援センターで全戸ではありませんけれども、独居老人の、一人暮らし老人のお宅の訪問を行ってきております。その折りにはこういった制度がありますから、ご利用くださいという話はしてきたところです。

この制度自体が今回のその義務づけに対応するべくできている制度ではございませんので、積極的に広報という状況のものとはやはりちょっと趣が違うのではないかと考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 最初のその設置したときの目的というのとはまた違ってくるのかもしれませんが、やはり高齢者の人の安心・安全ということでは、多分、それで生活、その費用負担ができないところへの補助ということで始まってきたのだと思いますので、是非これは推進していただきたいなと思いますが、町長、いかがですか。是非、これは積極的に取り入れて、この高齢者、障害者の部分についてはやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

この物なんですけれども、さまざまな物がいま出回ってしまして、一番ちょっと心配するのが、そういった高齢者世帯ですとか一人暮らしですとか、高齢者の方への悪質な訪問販売ですとか、いろいろ啓発もされているようなんですけれども、心配するわけです。いま福祉の部分でも言いましたけれども、町全体としてそのやはり安心・安全ということで警報器を付けていただくということでの補助金は、まあ全体には無理だというお話がありましたが、共同購入ですね、やはり町全体である程度業者さんと、何社、御代田町にもこれを扱う業者とかいるわけですから、そういう方たちに集まっていただいて、どの程度というか、共同購入すれば、かなり多

くの量になり、安くなる。結構大きな、大型店とかでは3,000幾らとかって売っているわけですが、そういう共同購入という方法もあると思うんですが、町の方でそういうものを推進するという考えというのはあるでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 木内消防課長。

○消防課長（木内幹夫君） お答えをいたします。

ただいま住宅用の火災警報器の共同購入と、こういうご質問でございますけれども、共同購入につきましては、非常に市村議員のおっしゃるとおり数がまとまれば安価に買えるといった利点も出てまいります。ですので、これは是非地域単位で共同購入といった方法をとって、全戸に普及していただけるよう消防署とすればお願いをしたいと、このように考えております。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） で、この、いろいろ売っているわけですが、壁掛けタイプ、天井に付けるタイプと違ってあるわけですが、本当に高齢者になってくると、その取り付けも大変、広告なんか出てくれば、1機3,000円から5,000円の範囲で売っています。取り付けは1機について2,500円。その次1個増えるごとに1,000円というふうになってくるわけですが、ちょっとお聞きしましたら、警報器を付けていても、死亡事故というのがあるんだそうです。それはなぜかということ、連動型ではない、例えば住まいが寝室が2階であるとすると、1階の方で火災があったときに、2階まで連動するものではなくて、下では鳴っているけど、その鳴っている音というのが70デシベルとかいうぐらいの音だと、同じ部屋ならわかるんですけど、部屋が離れてしまうと気づきにくいという中で、やはり連動型ということをお聞きしましたら、地元の業者さんにちょっとお聞きしたところ、1機5,000円ぐらいでそれで親機と子機を2機連動型で付けると、その工事費も含めると2万4,000円というふうにはおっしゃっていました。より安全にするには、こういう連動型というのもあるんでしょうけれども、とりあえずはその1個ずつ取り付けというのもあるんですが、この消防法で予防法で決まっている設置の数というのは、これも何かその各自治体ごとの設置義務であるんですけど、当町においての、佐久消防の中では、どこどこに付けるのが義務づけなんですか。東京都なんかは全室に付けるというのが来年から施行されるというふうにあるんですけど。

○議長（内堀千恵子君） 木内消防課長。

○消防課長（木内幹夫君） お答えいたします。

ただいまの住宅用火災警報器の設置する場所ということでございますが、消防法にうたわれておりますところの寝室、それから階段の上部、それからお年寄りの部屋、台所等に設置を義務づけているところでございます。これにつきましては、佐久広域それから当町におきましても佐久広域火災予防条例に該当しておりますところを付けていただくということで、当町にもそのような指示を、指導をしているところでございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） じゃあ、いまの説明ですと、平屋とか何かの場合は、台所とそれから寝室という2個でいいわけでしょうか。で、2階の場合は階段もあるわけですから、階段、寝室、ですからプラス階段というふうの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 木内消防課長。

○消防課長（木内幹夫君） お答えいたします。

平屋建てにつきましては、全く市村議員さんの言うとおりでございまして、2階建てになりますと、階段室の上部、それから子どもの部屋、お年寄りの部屋、それから来客者、台所と、ただいま東京の方では、全室にということのお話があったんですけども、全くそのとおりで決められた場所でなく、すべての部屋に付けていただくことが一番安全を守れるのかなと、こういう感じをしているところでございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） ま、是非、こうした、やはり直接命にかかわる部分ですので、本当にいま町も広報、西軽テレビさんに出たり、それからオフトークですとか、それから広報『やまゆり』とかで周知をいまされているところでありますけれども、本当にこの費用負担がこの厳しい経済状況の中での新たな費用負担というところではなかなかこう設置を促進するには、やはりそういう区単位ですとかまとまって安価に、それから、ましてやその町内業者の安心な業者さんのその設置ですね、やっていただけるような方向で、町とその消防の方、連携を取って、やっていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、通告7番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問のすべてを終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時59分